

登山届提出の義務化を通して、山のリスクとの向き合い方について考える

村 越 真（静岡大学
(公社)日本オリエンテーリング協会）

1. 序：本稿の趣旨

以前、「スポーツ科学」という教養科目的授業を担当し、ドーピング問題をテーマに議論をした。フェアプレーの精神からすればドーピングが非であることは自明に思える。だが、ドーピングがアンフェアなのはそれは禁止されているからであって、ドーピングを非とする理由にはならない。身体に悪影響を与える？スポーツの中には身体に悪影響を与える行為が内在されている。つい最近まで甲子園の優勝投手は大成しないと言われていた。プロではあり得ない連投による身体酷使を成長期の若者に課しているからである。ボクシングは人にダメージを与えることによって競技が成り立っている。身体への悪影響を理由に禁止するなら、こうしたスポーツの存在を否定しなければならない。また、身体への悪影響を顧みずに挑む姿が感動的に捉えられることもある。未成年ならともかく、一つのことに賭けている成人がそのために身体を危険に晒すことに関して、ドーピングにおいてのみ非とするのは一貫性を欠くのではないかだろうか。自分の力以外の力を借りている？

「チーム北島」が端的に示すように、現代のトップ選手はもはや選手一人の力では戦えない。コーチはもちろん、パフォーマンスを分析する専門家、栄養士、トレーナーなど多くの人の協力があってこそ、奇跡的な能力を発揮できるのだ。

ドーピングについての上のような論理は自分の「屁理屈」ではないかと思ったりもしたが、最近になって「法哲学」という分野で真剣にドーピングの是非が議論されていることを知った（米村、2016）。自由

とパターナリズム、あるいは国家のスポーツへの介入の是非など、ドーピングの根幹を問い合わせることは決して周縁的ではない多くの問題を含んでいるという。多くの人が当然のように受け入れている倫理でさえ、社会の中で公平かつ一貫性のある形で採用しようとすれば、検討すべき論点は山ほどあるということを思い知った。

登山届義務化の話で、いきなりドーピングか？と思われた読者の方も、ここまで読むと本稿の意図を概ね理解していただけるだろう。確かに山岳遭難漸増が止まらない。そこには公共の並々ならぬ資源が投入されている。対策は火急を要する。だが、登山届は目前の対応に問題を矮小化させているのではないのか。登山者の自由を制限する正当な理由があるのだろうか。あるいは、より大きな副作用はないのか。立ち止まって考える必要はないだろうか。登山届というリスクマネジメントの手法を多面的に眺めることを通して、山のリスクについて改めて考へる機会に本稿がなれば幸いである。

2. 登山届議論の前に

1) 山とリスク

山にはリスクが遍在している。登山者なら誰もが共有している信念である。だが、なぜ山にはリスクがあるのだろうか。簡単に言えば、人工空間は管理されており、山はそうではないからである。都市にも大雨が降ることもあれば大風も吹く。だが、天気が悪くなれば建物に避難すればよい。屋外であれば都市だって危険度に山との大差はない。悪天候とい

2. 登山界の現状と課題

う不確実性に対して容易に結果がコントロール可能だから、都市は安全なのである。さらに管理によって不確実性自体が低減されている。登山道の路面は不整地だし、時には転んだら大けがしそうな岩がごろごろしている。道の脇に切り立った崖があっても柵があるわけでもない。側方の崖からは落石があるかもしれない。都市ではこうした場所には悉く安全対策が施されている。

対策の多くはその空間を管理する誰かによってなされている。その一部は法律として機能している。道路の安全性については道路法や道路構造令がある。建物の安全性は建築基準法によって保たれている。山でどんなに注意深い人でも、建物に入るときに「この建物は大丈夫だろうか?」といちいち吟味したりしない。そもそも吟味しようとしても押してもびくともしないので、個人には感知できない。安全性は個人には不可視であり、その担保は他者に依存せざるをえない。他者によって生活に必要な機能が肩代わりされていることを「生活機能の外化」(村上、1998)と呼ぶそうだが、安全にもこれが当てはまる。これを「安全機能の外化」と呼ぼう。都市が元々安全だったのではない。それは安全機能の外化によてもたらされたものである。一方で山はそうではない。管理されない自然の持つ不確実性(変動性)と、その変動をコントロールしづらいことが山のリスクの本態である。

2) リスクマネジメントとは?

リスクがあることを承知で登山者は山に入るが、運を天に任せている訳ではない。そこに何らかの「リスクマネジメント」が必要となる。リスクマネジメントという言葉は一般的にも広く使われているが、国際規格であるISOでは、それが特定→分析→評価→対応の4つのステップからなることや、対応の中に

は回避やリスクの低減とともに、一般的にはあまりリスクマネジメントだとは意識されない(情報に基づく判断による)保有が示されている(リスクマネジメント規格活用検討会、2010)。手指の擦り傷・切り傷は登山中のリスクの一つだが、それだけでは手袋をして登山したりしないだろう。つまり、擦り傷・切り傷程度のリスクは受容しているのである。情報によって受容できるリスクとそうでないリスクを区別して評価し、それに応じて対応を決めるにリスクマネジメントの本旨がある。

リスクの受容を一貫性を持って判断するためには、基準が必要になる。そして基準の背後には何らかのポリシーが不可欠である。たとえば登山道を移動する際のリスクのうち、転落死は誰にとっても受容できないリスクであろう。一方で、トレイルランナーは骨折まではあっても仕方ないリスクと考えるかもしれないが、学校教育の遠足ではそうではないだろう。転落死にしても、先鋭的なクライマーはそれをありえるものとして捉えるかもしれない。こうした違いは、リスクある行為にどのくらいの価値を置くかやその行為によって得られるメリットによって違ってくる。リスクマネジメントはリスクの評価を通して、受容できるリスクのレベルを自覚するプロセスである。

どんなリスクも最悪の顕在化は致死的なダメージである。そして、リスクマネジメントを行っても自然の不確実性を鑑みれば、こうしたリスクが顕在化し、ダメージが発生することがありえる。そして、ダメージは放置すれば拡大の危険性がある。そこに事後のダメージコントロールの必要がある。道迷いは重大な遭難であるが、「絶対あってはならない」と目をつむるのではなく、「ありえること」として準備をすれば、それによってたとえば滑落や低体温症にダメージが拡大することを回避できる。リスクマネ

ジメントとダメージコントロールは一体のものであり、どちらがより重要だということではない。だがダメージコントロールのみでは遭難は防止されない。この点は登山届の議論の中で不明確になっているので、敢えて指摘しておく。

3. 登山届義務化の経緯

昭和30年代の登山ブームによって冬山での遭難事故が多数発生した。特に多発した谷川岳周辺と剣岳周辺では登山条例が制定された。剣岳周辺では富山県登山届出条例（富山県条例第22号）が昭和41年3月26日に、谷川岳周辺では群馬県谷川岳遭難防止条例（群馬県条例第63号）が昭和41年12月20日に制定されている。要求される登山届の提出は登山の10ないし20日以前であり、受理されると提出済みを認める書類を交付する。さらに富山県においては届の内容が不適当な場合には登山者に必要な勧告ができる。いずれの条例も、事前のリスクマネジメントに大きなウェイトがある。提出済みの交付なしに登山をすれば条例違反になるので、届はそれを保障する仕組みとして確実に機能している。

一方、第三次登山ブームとも言われる中での山岳遭難の増加に対して登山届の義務化の必要性が浮上したのは2010年ごろだと思われる。朝日新聞全文検索「蔵書Ⅱ」で「登山届」によって検索すると、2010年8月26日に岐阜県内の夏山遭難が倍増したが、半数で登山届がないという見出しの記事が見られる。その後、2014年ごろに岐阜県北アルプスの遭難多発に対する登山届義務化の議論が表面化する。条例 자체は御嶽山噴火前の2014年7月15日に「岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例」（以下岐阜県条例と呼ぶ）として制定されているが、同年9月末に御嶽山噴火が発生し、戦後火山災害史上最悪の60人近い犠牲者がいた。4

日たっても情報が錯綜し、誰がどこにいるかも分からぬ状態だったが、その大きな理由が「登山届を出さずに入山した人が多く、自治体や警察、消防の情報が一元化できていない」ため、と報道されている。その後、登山届義務化は自然災害への対応にも有効だという議論が前面に出て、2014年12月22日の改正に至ったものと思われる。

この間、報道は概ね登山届に肯定的なものがほとんどで、正面切って反対の議論を掲げているのは、<2015/4/18付耕論>での溝手康史氏（登山家でもある弁護士）くらいである。また<2015年8月10日付オピニオン>では、ヤマケイ登山総合研究所長久保田賢次氏が、登山届が全体的に肯定的に登山者に受け取られている背景に、「行政など他者頼み」を懸念している。一方で、登山届の有無と遭難のリスク低減あるいはクライシスマネジメントへの効果について検証した記事はみられない。さらに遭難記事については、「登山届を出していなかった」という結び文句がほぼ恒例化する。また、2015年12月17日には長野県で「長野県登山安全条例」（以下、長野県条例）が制定された。

岐阜県条例・長野県条例ともにほぼ同時期に遭難防止を意図して出されたもので、いずれも県と登山者双方の責務を明記し、その上で安全登山についての登山者の一般的な義務が示され、その一部として登山届を義務づける点では共通している。しかし、目的についてはやや趣が異なっている。長野県条例では「登山の安全に関し、県及び登山者等の責務等を明らかにする・・・日本を代表する山岳県にふさわしい登山の安全対策を総合的に推進し・・・本県の観光の振興に寄与すること」としている。他方、岐阜県の条例では、「登山の届出をさせることにより、登山者による事前準備の徹底、山岳遭難の防止並びに登山者の安否確認及び捜索救助活動の迅速化を図

2. 登山届の現状と課題

る（1条）」が目的であり、遭難防止、安否確認、捜索救助活動の迅速化という目的と登山届という手段の関係が明示されている。また、7条で無届けや虚偽の申請に対して5万円以下の過料が示されている点も岐阜県の特徴である。長野県条例は安全登山のための登山者の責務の一つとして登山届が捉えられているのに対して、岐阜県条例では、登山者の安否確認と捜索救助活動の効率化に大きなウェイトが置かれていることがわかる。

4. 登山届の何が問題か？

1) 実効性

第一かつ最大の問題は、実効性である。登山届がリスクマネジメント上資するとすれば、岐阜県条例にあるように、事前準備の徹底によるものであろう。だが、谷川岳や剣岳の登山条例と違って、長野も岐阜も登山届は出されれば自動的に受理される。計画書を書くことが、自らの登山を改めて検討し、安全登山につながることは考えられるが、計画書と届は本来別物である。それが届という強制力を持つものである必要性については吟味が必要である。この点については後で触れる。

届に登山のリスクマネジメント機能がないとしても、遭難後のダメージコントロールに活用しうる。実際、岐阜県条例はそれが主たる目的であることを明確に謳っている。だが、そこには強い疑問が生じる。登山届は基本的には下山確認をしない。そもそも、数十万人を優にこえる登山者の届をいちいちチェックすることは現実的に不可能であろう。だとすれば、救助活動に登山届が役立つのは、多くは家族や親しい友人による遭難の認知があつてからであろう。実際コンパスなどの電子的な登山届も下山届が出されないと一定時間後に緊急連絡先に下山未確認のお知らせメールが送られることで、未下山が認知される

（日本山岳ガイド協会、no date）。家族や友人による遭難可能性の認知であれば、救助活動に必要な情報は彼らの元に残された登山計画書によって十分に得られる。ファックスもメールもなかった時代ならいざ知らず、写メでもファックスでも地図を含めた複雑な情報を送付する仕組みはいくらでもある。しかも、現代では携帯電話による救助要請が約3／4を占めている。これらのほとんどは電話によって現在地をほぼ確定できる。電話で直接遭難者と話せる時、登山届の情報によるメリットは相当限定的だと思われる。

朝日新聞2015年4月15日の埼玉全県版には山岳遭難についての記事の中に「届け出の有無、生死に大きく影響」という小見出しがある。ところが、ここで取り上げられた①救助が比較的速やかに行われたケースと②救助が遅れ、行方不明で発見できなかつたケースでは、①②ともに登山届は提出されておらず、家族の認知によって捜索が開始されたが、①のケースでは「家族から本人が残していった登山届を取り寄せ」翌日の発見につながっているが、②では「秩父か長野の山に登る」と言って向かったため入山した山が特定できなかつたため、発見が遅れた。家族に残されたものが「提出しようとした登山届」であった可能性は否定できないが、これを「届」と考えるには常識的に判断して無理があろう。①②から言えるのは、登山届の有効性ではなく、登山計画書の有効性である。一つのエピソードだけで登山届の実効性を否定することができない。詳細に資料を分析する紙面はないが、「死者中6名が（登山届を）未提出だった」（上記記事）、「（茨城県内遭難者）20人・・・いずれも登山届は出ていなかった」（朝日新聞2015年7月2日、茨城1地方版）といった記述もよく目にする。しかし示された遭難者中の提出率を見ると、埼玉や茨城のような低山では非遭難者も含

めて提出率はその程度だろうと思わせる数字である。登山届（とその背後にある計画書作成による）と遭難についての因果を疑う方が妥当だろう。

岐阜県が掲げる自然災害時の捜索活動にも、実効性には疑問がある。そもそも緊急性の高い自然災害時には、多くの人は予定した登山行動を取らないだろう。また、やはり家族等の申し出によって行方不明者が認知されるだろう。だとすると、新聞記事にある「4日たっても情報が錯綜し、誰がどこにいるかも分からぬ状態」や「自治体や警察、消防の情報が一元化できていない」原因が登山届とは考えにくい。

つまり、条例の根拠となる登山届の実効性が大いに疑問なのである。どんな対応策でも実施によるデメリットはある。だが、それに勝る実効性があればデメリットは許容しうる。だが、登山届には十分な根拠を持ったメリットが感じられない。逆にデメリットがなければ、上記のような小さなメリットを優先することもある。しかし、以下に示すように、登山届には無視できないデメリットがある。

2) 自由の侵害とパターナリズム

登山届を出せば山に登れるのであるから、届 자체は一見自由の侵害にならないと感じられる。しかし、個人的な行動の情報を公共に提出するのである。これが街であったらどうだろう。誰にでも行き倒れになるリスクはゼロではない。とりわけ最近は高齢者の認知機能の低下による行方不明が話題になっている。こうしたリスクを避けるために彼らに外出届を出せという条例ができたらどうだろう。多くの人はそれを自由の侵害であると考えるのではないだろうか。自由は100%保障されるものではないが、その制限が許されるのは十分な意義がある場合だけである。自由の制限は最低限でなければならず、事故の多さ

を理由にした登山の制限は（それが他人に損害を与えるものでなければ）憲法違反の疑いがある（溝手、2015）という強い主張もある。

他者への危害を除外しても、自由に制限を与える根拠としてモラリズムやパターナリズムがある。モラリズムとは道徳的に善いから自由を制限し、ある行為を強制する立場、パターナリズムは制限を受ける人の幸福の実現のため、その者が間違った選択をしないようにするために介入し、自由を制限するものである（大屋、2014）。日本では一般的に行政のパターナリズムは受け入れられやすい傾向にあるが、しかしその根拠と限界については現在でも議論がある（大屋、2014）。パターナリズムはそれを盾に取つた過剰な自由の制限につながりやすい。さらに、保護的行為には当然コストがかかる。登山届自体のコストはさほど大きなものではないかもしれない。しかも、副作用的に拡大する可能性がある。次項でそれについて触れる。

3) 公共の負荷と社会的資源の浪費

登山届はある意味山における安全機能の外化である。安全機能の外化が行われるためにはそれを担う組織や人が必要であり、そこには社会的リソースが使われる。あまり管理されていないように思える登山口の登山届でも個人情報の入った公共に出された書類である。その処理には一定の手間は間違ひなくかかっているはずである。しかも登山者のべ登山数は社会生活基本調査（平成23年）によれば年間3000万回以上であるが、全遭難者数は登山者に限れば約2200人であるから、単純に見ても登山届の有効性は0.01%以下である。またさきほど触れたように携帯電話での救助要請の割合が75%程度であることや場所が容易に分かっているそれ以外の遭難などを考慮すれば、このオーダーはさらに一桁以上下がる。

2. 登山界の現状と課題

もちろん、どんなに率が少なくとも重大な事故の可能性があるのだから、公的に対応すべきだという議論も成り立つ。しかし、後にも触れるように非常に簡便な方法で、公的資源をほとんど投入しなくても登山届を代替しうる点を考慮すべきである。そうでなくとも、長野のように遭難が多い県ではその対応に多くの公共資源が投下されることや公費によるヘリ救助への是非の議論がある。資源はもちろん税金によって確保されている。0.001%以下しか対象にならないほとんど実効性がない行政サービスに対して公共資源を割く必要性があるだろうか。コストの有効性についての議論に国民は関わる権利を持つ。

4) 登山という文化への公の介入

多くの登山者が、山を都市空間と勘違するかのような「安易な救助要請」が問題となっている。背後には登山者気質の変化が指摘されている（たとえば、羽根田、2010）。山のリスクについて自分（たち）で対応する努力や準備をすることなく、またそれが十分可能な状態でありながら、山からの帰還を他者に頼ろうとする傾向である。山においても安全機能の外化は進んでいる。登山届の義務化とそれに伴う過料の徴収は、山における安全機能の外化欲求を一段と強めるだろう。「罰金とられるから法律に従って届だしたのだから、それに対応して守るのが行政の義務だろ」といった論調が強くなることが懸念される。少なくとも「下山チェックはしてくれるよね？」といった要望は強まるのではないかだろうか。

山という管理されていない空間にはリスクがあり、そこに敢えて入る以上、そのリスクは通常予見できる程度には自分で対応しなければいけない。これが本来の山の自己責任であり、こうした態度や傾向性を望ましい登山文化と考えているからこそ、「安易な救助要請」という評価につながる。だとすれば、

登山届の義務化は山岳文化にダメージを与える懸念がある。

5. どうすればいいのか？

1) 自助・共助・公助

防災の世界に「自助・共助・公助」という言葉がある。1961年の災害対策基本法制定以来、日本の防災の精神は基本的に公共が市民を災害から守ることを意図している。しかし、実際に大災害が発生すれば、被災した行政にも完全に一人一人の市民を守ることは難しい。こうした事態に直面したのが、阪神淡路大震災であった。災害対策基本法1995年の改正では、国民の自発的な防災活動に関する項目が明記された。それ以降、自分でできることはまず自分で、自分でできないことは周囲の人々が互いに助け合い、それでは機能しない限定的な部分について公共が市民を守るというのが、表題のスローガンの主旨である。

リスクマネジメントは、対象の不確実性故に基準を間違えると際限のない対応行動に追われる。自助・共助・公助のスローガンは、「専門家や行政職員（公助）の側が、『私たちだけに、災害に関するcura（気遣い）を背負わせるのは、もう勘弁してください』と主張しているのと同じ」（矢守、2013）と言える。そして、自助・共助という緩衝帯をおかない、際限のない保護要請につながりかねないという危機感が根底にはあると思われる。こうした流れから見ると、登山届は、自助できない事態に対しても公助が登場てくる仕組みであるだけでなく、既に議論した通り、自助の精神さえ阻害する可能性がある。それは災害対策の分野では確立しつつある考えのみならず、これから社会において不可欠なリスクとの向き合い方についての原則を逆行させてしまうことになりかねない。

自助・共助・公助という視点で眺めた時、登山届

に対応したリスクマネジメントとして何ができるだろう。順番に整理してみよう（図1）。

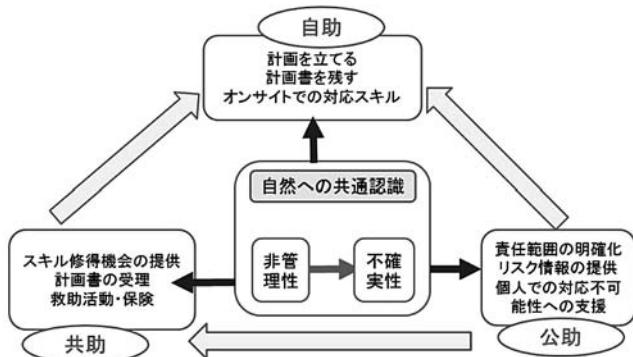


図1：登山届を巡る自助・共助・公助

2) 自助

登山届という行為を分解し、機能と対応させてみよう。それが図2である。登山届が提出されるまでには、①登山計画を立てる、②登山計画書を作る、③登山計画書を残す、④登山届として提出する、という4段階がある。このうち最初に2段階は個人の中で完結しており、自助に相当する。またこの段階は基本的には遭難を防ぐリスクマネジメントであり、遭難後のダメージコントロールの機能はない。両県の条例でも指摘されているように、登山計画を立てることで、ルートの特徴や現状を把握すると同時に、それが自分にとって適切なレベルかを吟味することや、そのルートを踏破するのに必要な装備を備えることは登山者による自助と言えよう。加えて、通常想定されるリスクに対する準備もまた登山者の自己責任であり、自助の範疇に入る。繰り返しになるが、ここに登山届の必要性はない。

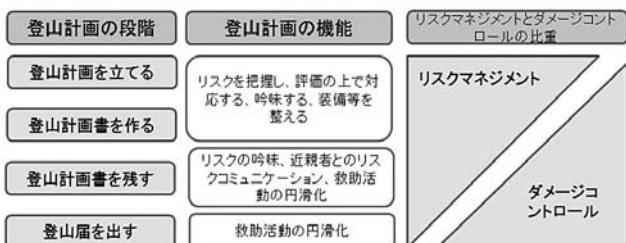


図2：登山計画書・登山届とその機能

3) 共助（互助）

もっともシンプルな共助は、登山計画書を家族や信頼できる友人に残し、戻ってくるはずの時刻に登山者が戻ってこなければ、彼らは当該登山者に連絡を試みる、もしくは警察等に届け出ることである。これは重要なダメージコントロールである。これによって警察は不要である99.99%以上の登山届に煩わされることなく、現実に発生した遭難者の救助に専念できる。組織加盟者なら組織に預けてよい。問題は未組織で信頼できる家族もいない人の場合である。その場合、組織が肩代わりすることが考えられる。実際すでに（公社）日本山岳ガイド協会はコンパスという電子的なシステムを稼働させている。こうした仕組みは登山組織の社会貢献とともにPRにもなりえるだろう。

家族が登山に詳しくなかったり、リスクのある登山に反対だという場合もあるだろう。その場合には、登山計画書への対応について多少の手間取りがあるかもしれない。しかし、家族等に登山のリスクについて伝えると同時に、もし下山しない場合にどうすればいいかを説明し、納得してもらうことは、リスクを承知で山に入るものの果たすべき責任の一環であろう。

登山届義務化だけでは上記の自助が保障されない点は、自助の大きな問題である。必要項目を書くにあたって必要な知識やスキルはもちろん、必要項目を書くことを通じて、登山のリスクを改めて考えたり、対応を考案するといった推論にはかなりのスキルが必要になる。一般的な登山者はそのスキルを十分には持っていないだろう。だとすればそのような自助を促進する共助や公助が必要になる。こうしたスキルを修得する機会を提供するのは、共助の役割だろう。現在でも、商業領域のみならず登山組織によって修得の機会が提供されている。未組織登山者

2. 登山界の現状と課題

と登山界との数少ない接点である登山用品店も、その接点として機能することが期待できる。

3) 公助

公助領域は何よりその責任範囲を明確化すべきだろう。管理されていない環境に自分の意志で入ったら自力で戻ってくると言う責任が、なし崩しになっている。どこまでが安全に対して公共が責任を持つ領域で、どこから先がそうでないのかを明確にする必要がある(図3)。それによって、公共は想定できないリスクの拡大から免れることができるし、登山者は責任を自覚できる。



図3：ニュージーランドのマウンテントレールの入り口に立つ看板。ここから先が「自己責任」の領域であることが明示されている。

第二に、一個人で収集できるリスク情報は限られているので、広く公共に供することができる一般的なリスク情報提供に関しての公助が望まれる。実際、気象情報などは行政が提供しているリスク情報に他ならない。計画の段階で利用される登山道の一般的な状況なども、その範疇に含まれるだろう。

これらの視点から、2014年に長野からスタートした「山のグレーディング」は注目できる。このシステムは選ばれた登山道に対して体力レベルで10段階、技術レベルで5段階のランク分けをして、公表する

仕組みである。長野では相当数のルートがグレード化されて公表されている。この仕組みは2015年からは静岡、山梨、岐阜、新潟に広がり、山岳遭難の多い中部諸県をほぼ覆うに至った。生理的で客観性の高い体力レベルに比較すると技術レベルには未整理の部分が残る。またもともと行政の責任範囲の明示という目的で作られていない。一番下のレベルであるAランクについても、現実には一定のスキルを要求される山が含まれている。行政が責任を持つ範囲としてはややレベルが高すぎるようと思われる。こうしたプラクティカルな課題はあるが、グレーディングは登山者へのリスク情報として評価できる。

6. さらなる議論

山という不確実な場に自らの意志で出向く以上、そのリスクに対して最善の努力をすることが登山者の義務であること、だから登山計画を立てるべきであることに異論はない。だが登山計画がリスクマネジメントであるのに対して登山計画書（の残置）はダメージコントロールであり、事故自体を防ぐものではない。さらに登山計画の作成と登山届を提出することには、大きな隔たりがある。その隔たりは決して辺縁的な問題ではなく、登山がどうあるべきかという本質的な問題を数多く含んでいる。さらに言えば、現代日本の社会問題の縮図の一つと言えるかもしれない。以下では、登山届がもたらす直接的な影響以外の点について、いくつかの論点を提示する。

①議論の未成熟さ

山のリスクをどう捉えればよいのか？また登山においてリスクマネジメントをどう考えるべきなのか？それはテクニカルな問題に矮小化されがちである。しかし、マネジメントする以上、基準が必要になる。基準の背後にはリスクがどこまで許容できるかというポリシーが必要になる。それについての同意も必

要である。さらにリスクに対する責任の所在や自由、そして登山という行為の背後にある文化の問題にも波及する。行政には行政なりの理由があり、やむにやまれぬ理由で登山届を義務化したのだと思う。だから反対ではあるが、行政に問題があるとは思わない。むしろ私が問題にしたいのは、登山という行為に関する本質的な問題を数多く含みながら、それに対して議論が巻き起こらない登山界の現状である。それはなし崩し的に自由の制限をもたらすだけでなく、リスクへの挑戦と表裏一体の自己責任をなし崩していく危険性がある。

②マスメディアの権力監視機能の放棄

仕事柄、新聞の遭難記事にはよく目を通すが、最近気になっているのが、「登山届は出していなかった」という結びの文句である。道迷い遭難で捜索場所が特定できず発見が認知後10日たってから、という事故では登山届の有無は重要な報道内容であろう。だが、明らかに登山届が関係ない遭難でも、この結句が記されることは少なくない。報道自体、登山計画書と登山届を混同したり、警察発表を思われる登山届と遭難発生についての関連をそのまま掲載した記事があることは、既に指摘した。近年、高齢者の交通事故が増え、特に高齢者特有の知的状態によると思わせる事故報道が相次いでいる。1980年代に世界史上に残る犯罪発生率の低下を経験しているにも関わらず、この間犯罪白書も警察白書もマスコミ報道も犯罪状況の悪化ばかりを言い続けていた（河合、2004）ことを知っていたので近年の高齢者による事故報道にもやもやしたものを感じていたが、この報道を見て、もやもやは形あるものとなった。高齢者の事故が意図的にプレスリリースされることで、高齢者の認知機能の衰えに対する対策への世論形成が意図されているのではないだろうかと。同じような疑問を感じた識者は実際にいて、神里（2016）は、

具体的な資料を使って高齢者の事故が報道から印象づけられるほど多くないことを示している。もちろん、それでも高齢者の事故を減らすことには意味があるだろう。だが、現実とはずれた議題設定を行えば、より優先して対応すべき問題が後回しにされたり、結果として隠蔽されることもありえる。マスメディアには、行政のパターナリズムのデメリットにも監視機能を発揮してもらいたいものである。

③リスクマネジメントという点から

安全機能が公共によって外化される場合、その環境の安全性について、生活者は意識する必要がない。山を安全機能が外化されない環境と捉えるなら、そこに入る人には、リスクマネジメントが求められる。それは自ら安全基準を意識的に設定するとともに、その基準を上回るリスクに対してはなんらかの対応を主体的に選択することを意味する。好むと好まざるに関わらず、現代の経済的状況や政治体制は日常生活の中でのリスクへの主体的対応を要求する。自助・共助・公助の本家である防災の分野でも自助が要求されているということは、リスクに対する主体的選択が必要となる。こうした流れからも、山でのリスクマネジメントの意義や在り方が再確認されるべきだろう。

参考・引用文献

- 羽根田治(2010)山の遭難：あなたの山登りは大丈夫か。平凡社。
- 神里達博(2016)高齢ドライバーの事故 統計と報道イメージに差。朝日新聞（2016年12月26日）。
- 河合幹雄(2004)安全神話崩壊のパラドックス：治安の法社会学。岩波書店。
- (公社)日本山岳ガイド協会(no date) コンパス・スタートガイドからコンパスの利用説明～。（<http://www.mt-compass.com/startguide.php#c3-2> 2016/12/

2. 登山界の現状と課題

21閲覧)。

溝手康史(2015)山岳事故の法的責任 登山の指針と紛争予防のために。ブイツーソリューション。

村上陽一郎(1998)安全学。青土社。

大屋雄裕(2014)自由 瀧川裕英・宇佐美誠・大屋雄裕(編)法哲学。pp.61-89 有斐閣。

リスクマネジメント規格活用検討会(編著)(2010)

ISO31000:2009 リスクマネジメント解説と適用ガイド。日本規格協会。

矢守克也(2013)巨大災害のリスク・コミュニケーション。ミネルヴァ書房。

米村幸太郎(2016)ドーピングは禁止すべきか?瀧川裕英(編)問いかける法哲学。pp.2-18 法律文化社。

【資料】

長野県登山安全条例 (平成27年12月17日)(抜粋)

第1条 (目的) この条例は、登山の安全に関し、県及び登山者等の責務等を明らかにするとともに、登山を安全に楽しむための施策の基本となる事項等を定めることにより、日本を代表する山岳県にふさわしい登山の安全対策を総合的に推進し、もって登山者の本県への来訪及び滞在を促進し、本県の観光の振興に寄与することを目的とする。

第3条 (県の責務) 県は、登山を安全に楽しむための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

第4条 (登山者等の責務) 登山者等は、登山が常に遭難の危険を伴うものであること及び登山は自己の責任において実施するものであることを認識し、安全な登山に努めるものとする。

第11条 (登山者等の遵守事項) 登山者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 山岳の特性を知り周到な準備をすることが山岳遭難の未然防止につながることを認識し、あらかじ

め、登山計画を作成すること。

(2) 季節及び気象状況に応じた服装を用い、及び必要な装備品を携行すること。

(3) その他次条第1項に規定する指針（登山を安全に楽しむための指針）に定められた事項

第20条 (指定登山道) 知事は、遭難の発生のおそれが高いと認められる山岳の登山道を指定登山道として指定することができる。

第21条 (登山計画書の届出) 山岳を登山しようとする者は、指定登山道を通行しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所／(2) 登山の期間及び行程／

(3) 装備品の内容／(4) 緊急時における連絡先／

(5) その他規則で定める事項

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例 (平成二十八年七月五日改正)

第一条 (目的) この条例は、北アルプス地区における山岳遭難事故が多発し、また、御嶽山の噴火に伴う甚大な被害が発生し、登山者並びにその家族及び関係者に深い悲しみを与え、かつ、遭難した登山者の捜索救助活動が、当該活動に従事する者にとって多大な労力を要するものであることに鑑み、北アルプス地区及び活火山地区的山岳に登山しようとする者に対し、登山の届出をさせることにより、登山者による事前準備の徹底、山岳遭難の防止並びに登山者の安否確認及び捜索救助活動の迅速化を図ることを目的とする。

第三条 (県の責務) 県は、この条例の目的を達成するため、北アルプス地区等の山岳への登山に関し注意すべき情報を登山者に提供することその他必要な

措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、第五条第一項の規定による届出によって登山計画の内容を明らかにすることが、山岳遭難の防止並びに登山者の安否確認及び捜索救助活動の迅速化に資するものであることについて、登山者に周知するよう努めなければならない。

第四条（登山者の責務） 登山者は、登山は自己責任で実施するものであることを認識し、登山しようとする山岳の特性及び火山活動の状況並びに自己の技能及び健康状態を十分に把握した上で綿密な登山計画を作成するとともに、当該計画に基づいた装備品等を携帯して登山しなければならない。

2 登山者は、登山している間は、気象状況、火山活動の状況その他の環境及び体調の変化の把握に努めるとともに、当該環境及び体調の変化に応じて安全に行動するよう努めなければならない。

3 登山者は、県が提供する登山に関する情報について、その内容を十分に理解した上で登山しなければならない。

第五条（登山の届出） 登山者は、登山しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 登山者の住所、氏名、性別及び年齢／二 登山の期間及び行程／三 装備品、飲料水及び食糧の内容／四 緊急時における連絡先／五 無線等の通信手段の状況

第七条（過料） 第五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして北アルプス地区又は活火山地区の山岳に登山した者は、五万円以下の過料に処する。

（関連条文のみを抜粋し、スペースの都合で、（）内を省略した）。